

SOS サポートメール

「特別価格」に惑わされないで！ その注文、定期購入の申し込みに なっていませんか？



＜今回の相談事例＞

「特別価格 980 円！」の脱毛クリームをネット通販で購入した。1 回だけのつもりだったが、同じ商品が翌月も送られてきて、今度は 7 千円の請求書も一緒に同封されていた。慌ててサイトをもう一度確認したところ「6 回以上の定期購入が条件」と書かれていた。申し込む時には気づかなかったが、解約はできないのだろうか。
(10代 男性)

【アドバイス】

●通信販売にはクーリング・オフの適用はありません。

今回の事例は通信販売なので、クーリング・オフは適用できません。解約できるかどうかは、業者がホームページの広告や最終確認画面に記載している内容に従うことになります。「解約は7回目から」等の記載があれば、定期購入の契約をすぐに解約することは原則できません。

●契約内容等は事前に確認しましょう。

「お試し価格」「特別価格」「初回限定」などの表示がありお得だと感じて、よく見ると定期購入の契約が条件となっている場合があります。商品を注文する前には定期購入になっていないかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。

●未成年者が親等の同意を得ずにした契約は取り消せる場合があります。

未成年者が、親等法定代理人の同意を得ずにした契約は基本取り消すことができます。この場合、商品などを開封していても、現に残っている商品を返品すればよいとされています。しかし例外もあるので、詳しくは消費生活センターにご相談ください。



まもりん

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188^{いやや!} (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



みもりん